

定期試験 解答・解説

授業科目名	法理学	2013 年度 : 後期	
		定期試験期間外	
担当教員名	足立英彦	試験日・時間	1 月 31 日 (金)
			8 : 45 ~ 10 : 15

1. 次の語句または文をそれぞれ簡潔に説明しなさい。(各3点)

(a) 「論理式の集合 Γ (ガンマ) が矛盾している (inconsistent) 。」

解答 Γ に含まれるすべての論理式を同時に真にするような場合 (原子式の真理値の組み合わせ) が存在しないこと。

解説 法体系は法規範の集合である。また、矛盾している集合 (法体系) は任意の要素 (法規範) をその内に含む。これらのことから、法学、とくに実定法学の重要な、おそらくもっとも重要な目的は、法の無矛盾性 (= 整合性) を維持することである。なお、法学類 2012 年度小テスト 1(d) で、対義語の「整合的」 (= 無矛盾) を出題した。

(b) 一般規範

解答 具体的に名指しされない不特定の人すべてを名宛人とする規範。

解説 2010 年度定期試験 1(b) で出題。

(c) 物権

解答 不特定のすべての人に対する特定の人に対する自由権の一種 (1 点)。物権の目的物を利用したり処分したりすること及びしないことの許可 (目的物の利用や処分についての自由) と (1 点)、それを利用したり処分したりすること及びしないことを妨げないことを他人に求める権利 (物権的請求権) (1 点) によって構成される法的地位のことである。

解説 「物権は・・・権利である」と書いている答案が多かったが、不正確である。物権は自由権の一種であり、自由権は自由 (作為と不作為の許可) と、作為・不作為を妨げないことを求める権利から構成される複合的な地位であるので、権利そのものではない。2010 年度定期試験 1(c)、2009 年度小テスト 6 で出題。

(d) 権限

解答 一般的規範や個別的規範を制定、変更、廃止することによって、自分や他人の地位に変更を加える能力のこと。

解説 権限と権利 (= 請求権) を混同している場合は 0 点。

2. 次の日本語を論理式に書き換えなさい。ただし、議論領域 (domain of discourse) を人間とし、次の解釈を用いよ。g: ジャイアン, n: のび太, F_{xy} : 「x は y を恐れる。」 H_{xy} : 「x は y を憎んでいる。」*1 (各3点)

*1 戸田山和久『論理学をつくる』172 頁練習問題 52(5) より出題。

(a) ジャイアンには彼を憎んでいる人がいる。

解答 $\exists x Hxg$

(b) のび太はあらゆる人を恐れている。

解答 $\forall x Fnx$

(c) あらゆる人を恐れているような人がいる。

解答 $\exists x \forall y Fxy$

(d) ジャイアンは彼を憎んでいるすべての人間を恐れている。

解答 $\forall x (Hxg \rightarrow Fgx)$ または $\neg \exists x (Hxg \wedge \neg Fgx)$

3. 次の文を、義務様相を意味する語や記号を含まない文で書き換えなさい。(各3点)

(a) 「現実世界において、『Vは禁じられている』が真。」

解答 「現実世界にとってのすべての理想世界において $\neg V$ が真。」または、「現実世界にとってのすべての理想世界において V が偽。」

解説 法学類 2012 年度定期試験 2(a), 2011 年度小テスト 4 で類似の問を出題した。

(b) 「現実世界において、『Vは自由である』が真。」

解答 「現実世界にとってのある理想世界において V が真、かつ、その世界と異なる他の理想世界において $\neg V$ が真。」

4. ハンス・ケルゼンは、「民主制はその敵よりの攻撃に対し最も脆弱な政体である」と主張した。この主張をケルゼンの考えに基づいて理由づけるとともに、ケルゼンの考えから離れて批判しなさい。(10点)

解答 ケルゼンは価値相対主義者であり、「何が正義か」という問いに対して絶対的な解答を与えることはできないと考えた。そのため、法律を正当化する根拠は、その内容ではなく、人々の同意であるとし、自分が従う法律を自分で定めること、すなわち自己決定を法律の正当化根拠とみなした。ただし、国の法律の正当化のために、その法律に対する国民すべての同意を求める直接民主制は不可能である。したがって次善の策は、選挙によって議員を選び、選ばれた議員の過半数の同意によって法律を定めること、すなわち民主制である。この民主制によってこそ、人々の自己決定・自律の意味での「自由」は、間接的ではあるものの最大化されるのである。

ところで、以上のようなケルゼンの理解に基づけば、どのような内容の法律であっても、民主的手続きを経て成立した法律は正しいとみなさなければならず、さらにこのような理解をつきつめれば、国民の過半数が「民主制の敵」となって民主制の廃止を望めば、さらにそれ以上に民主制を守る根拠はなく、民主制をやめても良いように思われる。

以上はケルゼンの考えであるが、これに対してはつぎのような反論をすることができるだろう。そもそも民主制は個々人の自己決定・自律の意味での自由を最大化させるという目的のための制度であるのだから、その目的を否定するために民主制を用いることはできない。そのような自己否定をも許す民主制理解は、民主制の目的を忘却した誤った民主制理解である。

たとえば、憲法の中に、民主制を否定するような改正を禁止する条項を定めることによって、民主制の崩壊に一定の歯止めをかけることはできるであろう。

解説 ハンス・ケルゼン「民主制の擁護」『ハンス・ケルゼン著作集Ⅰ民主主義論』（慈学社出版，2009年）の特に111-113頁の内容理解を問う問題である。民主制は個々人の自己決定を尊重する自由主義的な考えに基づいており（4点）、多数派が民主制の廃止に賛成すれば民主制は廃止される（4点）というケルゼンの主張と、その主張が自己否定を含んでいること（2点）を指摘できていればよい。

5. 個別規範を論証する（正当化する）方法について説明しなさい。（15点）

解答 法体系における個別規範としては、私人の法律行為による契約、行政主体の行政行為による命令等、および裁判所の訴訟行為による判決等を挙げることができる。私人は、私的自治の原則に基づき、相手方の同意があれば、原則としてあらゆる内容の契約を定める権限を有しているので、私人の契約が真であることをさらに論証する必要はない。これに対して、行政主体や裁判所が定める個別規範（命令や判決）は、その名宛人の同意を得ずに定められるので、単にその制定主体が法的な権限を有していることを示すだけでは足りず、その内容が真であることをも論証しなければならない。そのためには、第一に、その個別規範が論理的な推論の結果であることを示さなければならない。なぜなら、個別規範が真であることを直接、たとえば直感に基づいて主張しても説得力はないので、すでに真であることが論証されている他の諸命題から論理的に推論されることを示す以外に論証する方法がないからである。第二にその論理的推論の前提には少なくとも一つの条件つき一般規範が含まれていなければならない。これは、我々が平等原則を、すなわち「等しき者を等しく扱え」という原理を正しさの判断基準の一つとして受け入れており、この原理に反する判断を不正と感じるからである。第三に論理的推論の前提がすべて真であることを示す必要がある。ある結論が諸前提からの論理的推論によって導けるとしても、その前提に偽の命題が含まれているなら、結論は偽であるかもしれないからである。条件つき一般規範の前提は、それが法源から導けることを、事実についての命題は、それが証拠と一致することを示せばよい。条件つき一般規範の解釈が必要であれば、前提を追加し、それをさらに論証すればよい。

解説 裁判所の判決を念頭において、それを論理的推論によって導くべきこと（5点）、その推論の前提に条件つき一般規範が含まれていなければならないこと（平等原則にまで触れていれば5点、触れていなければ1点減）、すべての前提が真であることを示さなければならないこと（5点）、を説明できていれば満点とした。なお、法解釈の際に追加される前提の論証方法（語の用法、立法者意思、体系、客観的目的を論拠とする論証）を説明する答案が多かったが、追加された前提を論証するだけでは個別規範を正当化したことにならない。ただし、前提を追加するならばその論証が必要であることは間違いないので、追加の前提の論証方法だけを詳細に説明している答案には3点与えた。

6. 公法における法の欠缺について説明しなさい。(15点)

解答 法の欠缺とは、法適用者にとって必要と考えられる法規範が、法律の文言の可能な意味内容の範囲内に見いだせないことである。法の欠缺は公法の体系内では例外的である。公法は国と国民の関係を規律する規範である。すなわち国民に何らかの行為(作為・不作為)を義務づけたり、国に何らかの行為を義務づける規範である。前者については、憲法13条が国民に包括的な自由を認めていることから、法令に直接の定めがない国民の行為はすべて憲法により自由が認められているとみなせる。また、後者については、法治国家原則により、法令の根拠がない国の行為は、包括的に禁止されている。国民に許されている行為をまったく制限しないような国の行為についても法令の根拠が必要か否かについては争いがあるものの、それ以外の国の行為については、すべて法的に命令されているか、自由であるか、禁止されているとみなせる。したがって、国民の行為を制限しない国の行為を除き、国民や国の行為はすべて法的に規律されている。この意味で、公法における法の欠缺は、上記で述べた例外を除き存在しないといえよう。

解説 法の欠缺の定義(5点)、公法において欠缺が例外的であること(2点)、憲法13条で国民の行為について包括的な自由が認められていること(4点、憲法に言及していなければ1点減)、法治国家原則により、法令に基づかない国の行為が包括的に禁止されていること(4点)を書けていれば満点。

7. 講義に対するご意見、ご感想、改善提案等を、答案用紙に記入してください(任意)。

回答1限は早すぎてつらい、というご意見が複数ありました。来年度は前期開講で、1限以外の予定ですので、不可・放棄だった方はぜひ再履修してください。

参考(2014年2月6日現在)

- 履修登録135名、聴講2名、定期試験受験者117名、定期試験平均点34.2点(70点満点)、総合平均点53.5点(100点満点)
- 総合評価

S(100-90)	A(89-80)	B(79-70)	C(69-55)	不可(54-0)	放棄
2人(1.5%)	7(5.1%)	18(13.1%)	36(26.3%)	54(40.0%)	20(14.6%)

(55点以上の者を合格、定期試験を受けていない者は「放棄」とした。)
- 合格者数 $63 \div$ 定期試験受験者数 $117 = 53.8\%$
- 定期試験64点2名、62点2名
- 総合92点1名、90点1名
- 答案は、2月7日(金)9:30より301教室で返却します。この日時に受け取れない方には、2月27日(木)12:00-12:30に763研究室で返却します。